

2022年7月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ 代表者名 代表取締役社長 藤 岡 浩 (コード番号:6731 東証スタンダード市場) 問合せ先 取 締 役 池 本 敬 太 (TEL, 06-6633-3500)

ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、2022 年 7 月 21 日付け取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに子会社従業員に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権(第 13 回及び第 14 回新株予約権)(以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

【第13回新株予約権】

第13回新株予約権については、本新株予約権者は、当社の任意の四半期における親会社株主に帰属する四半期純利益の額が行使期間中に黒字化した場合に限り、本新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができるとされております。このような権利の行使条件を定めたのは、現在当社は、これまでのエクイティ・ファイナンスにより実現できたプロダクトやサービス、開発が完了しつつあるプロダクトやサービスが増加していることにより、徐々に投資回収のフェーズに移行している状況となっており、このタイミングで第13回新株予約権を割り当てることにより、当社取締役及び従業員並びに子会社従業員のモチベーションアップ並びに当社取締役及び各従業員並びに子会社従業員に対し、より一層利益に対する意識を持たせることが主な理由となります。

第13回新株予約権の概要

名称	第 13 回新株予約権
発行数量	159,000 個
割当先	当社取締役 3名 12,000 個 当社及び子会社従業員 121名 147,000 個
行使期間	10年
行使価額	9円 (発行決議日前日終値と同額)
発行価額	1 株当たり 0.04 円(発行決議日前日終値×約 0.46%)
行使条件	四半期における当期純利益が0を超えた日以降、行使可能

【第14回新株予約権】

第14回新株予約権については、行使期間中のある歴月において、各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)が一度でも当該時点における第14回新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとされております。このような行使義務条項を定めたのは、代表取締役の当社株価に対するコミットメントを強化するためです。第14回新株予約権の付与対象者は当社代表取締役2名であり、株価下落時に行使義務を負う新株予約権を引き受け、かかる義務を負うことで、当社企業価値の向上という命題に対して、コミットメントを強化することを目的としています。

第14回新株予約権の概要

名称	第 14 回新株予約権
発行数量	200, 000 個
割当先	当社代表取締役 2名 200,000 個
行使期間	10年
行使価額	9.09円(発行決議日前日終値×101%)
発行価額	1株当たり 0.06 円(発行決議日前日終値×約 0.71%)
強制行使条項	権利行使期間中のある歴月において終値平均値が一度でも行使価額の40% に相当する金額を下回った場合に、残存する新株予約権の全てを行使期間 の末日までに行使しなければならない

上記より、本新株予約権の発行は、上述の通り、従業員のモチベーションアップ及び代表取締役の株価に対するコミットメントの強化を目的に実施いたします。当社は現在、継続的に赤字の決算を発表しており、早急に業績の改善が必要な状況であると考えております。売上増加のための施策や、費用削減の施策等、直接業績の改善に結びつく施策も同時に実施してまいりますが、本ストック・オプションの導入により、役員・従業員の意識を劇的に変化させることが、赤字体質であった当社の事業改善に必要であるものと考えております。通常のストックオプションにおける希薄化率と比べて、本新株予約権の発行に係る希薄化率は、発行済株式総数に対する割合で19.79%と、非常に大きなものとなっておりますが、上記の通り意識変革を行い、事業改善に結び付けることで、結果として当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式価値への影響も合理的なものであると考えております。

- Ⅱ. 第13回新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第13回新株予約権
- 2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 3名 12,000個

当社及び当社子会社従業員 121名 147,000個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、 本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、 調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、4円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表取締役:黒崎知岳)が、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、行使条件の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(4円)を参考に決定したものである。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2022 年 7 月 20 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 9 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年9月1日から2032 年8月31日までとする。

- 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 9. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行使することができる。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 10. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の うえ、上記 5 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記7に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件上記9に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記10に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 12. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 13. 新株予約権の割当日 2022 年 8 月 31 日
- 14. 申込期日 2022年8月31日
- 15. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2022 年 8 月 31 日

- Ⅲ. 第14回新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第14回新株予約権
- 2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数当社代表取締役 2名 200,000個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、 本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、 調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、6円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表取締役:黒崎知岳)が、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、行使条件の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果(6円)を参考に決定したものである。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2022 年 7 月 20 日の東京証券 取引所における当社株式の普通取引終値の 101%に相当する金額である金 9.09 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

1

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株あたり払込金額 新規発行前の 1 株あたりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額×-

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年9月1日から2032 年8月31日までとする。

- 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行使することができる。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

10. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の うえ、上記 5 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定され る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記7に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記9に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記 10 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 12. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 13. 新株予約権の割当日2022 年 8 月 31 日
- 14. 申込期日 2022年8月31日
- 15. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2022 年 8 月 31 日

以上